

ポイント

(農業信用保険業務、林業信用保証業務及び漁業信用保険業務に関する業務方法書の変更 (案))
(農業信用保険関係)

農業信用保険業務の保険料率について、以下の変更。
(全て、令和2年4月1日から施行。)

1. 保証保険

- 農業経営改善資金(農業改良資金及び青年等就農資金を除く。)の保険料率について、借入者の信用リスクに応じて低、中及び高の3区分の保険料率を導入する。
- 農業施設資金及び農業運転資金の保険料率について、現行の平均適用料率から0.02%引き下げる。
また、農業運転資金のうち家畜等購入育成資金の保険料率について、農業運転資金の保険料率(0.18%又は0.23%)のうち低い0.18%に設定する。

2. 融資保険

- 従来の取扱いどおり、保証保険の保険料率の1.5倍の水準に設定する。

3. 災害特例保険料率

- 各資金の料率の引下げに応じて見直す。